

昇降機設備設置工事における現場代理人、主任技術者等について

現場代理人

- **現場代理人は、予定価格が 3,500 万円未満の工事で、本市の「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に該当すれば、合計で 2 件まで兼任することができる。
指名通知書で確認のこと。**
- 兼任にあたっては、北九州市契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照し、要件に該当することを確認の上で『現場代理人の兼任申請書(兼承認書)』を提出する。
- 他の現場と兼務を行う場合は、契約後に提出する「現場代理人、主任技術者等選任(変更)通知書」には、兼務する工事と同一の現場代理人を記載し、提出する。
- **現場代理人の常駐期間について、昇降機の工場製作期間においては、「北九州市工事請負契約約款第 10 条第 3 項」及び「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」による。**
- 現場への常駐期間については、契約締結後に提出する工程表に基づき、監督員と協議を行い、協議議事録に基づいて決定する。

主任技術者等

- **主任技術者等は、工事請負代金額が 3,500 万円以上の工事については、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。なお、工事請負代金額 3,500 万円未満の工事については、他の現場との兼務は可能である。**
- 他の現場と兼務を行う場合は、契約後に提出する「現場代理人、主任技術者等選任(変更)通知書」には、兼務する工事と同一の主任技術者等を記載し、提出する。
- 専任の主任技術者等を設置すべき工事について、昇降機の工場製作期間においては、工事現場への主任技術者等の専任は要しない(専任期間の除外規定)。
- 主任技術者等を専任する必要がない工事については、上記「専任期間の除外規定」は適用しない。
- 現場代理人と主任技術者等は、これを兼ねることができる。
- **主任技術者等について、工場製作から現地施工へ移行する時点での交代を可能とする。**
- 交代を行う際は、事前に監督員と協議を行うこと。

工事实績情報システム

- **工事实績情報システム(コリンズ)への技術者データの登録における、現場代理人及び技術者等の「従事期間」については、現場に常駐している期間とする。**
- 現場への常駐期間については、契約締結後に提出する工程表に基づき、監督員と協議を行い、協議議事録に基づいて決定する。